

令和4年4月

# 学科教本 訂正表

法改正(令和4年5月13日施行)に伴い、『学科教本』を下記のとおり訂正いたします。

◆ 113ページ

『限定期免許』に下記を追加します。

● サポートカー限定免許 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置などの安全運転支援装置が搭載された普通自動車(安全運転サポート車)に限られます。

『Reference 参考 運転免許の受験資格』に下記を追加します。

※受験資格取得特例教習制度  
特別な教習(受験資格特例教習)を修了した人は、大型免許・中型免許・第二種免許の受験資格が、「年齢19歳以上」必要な免許(普通免許等)の保有年数「1年以上」に緩和されます。  
この制度により取得した免許は、特例取得免許といいます。

◆ 114ページ『2 仮免許による練習③』を下記のとおり変更します。

③ その車を運転することができる第二種免許を受けている人  
(特例により免許を取得した21歳未満の人を除く)

◆ 117ページ

『7 高齢者講習 ②』を下記のとおり変更します。

② 更新期間の満了日の年齢が75歳以上の人には、満了日前の6か月以内に、公安委員会が行う認知機能検査を受け、その結果に基づいて行われる高齢者講習や臨時適性検査などを受けなければなりません。  
ただし、過去3年間に信号無視など一定の交通違反歴がある人は、実際に車を運転して能力を確かめる運転技能検査を受け、合格しなければ、認知機能検査などを受けることができません。運転技能検査は、更新期限の6か月前から繰り返し受検することができますが、不合格の場合は運転免許証を更新することはできません。

『Reference 参考』に下記を追加します。

申請による免許の条件の付与  
公安委員会に申請すると、運転することができる自動車の種類を衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全機能を備えた安全運転サポート車(サポートカー)に限定する条件を付与することができます。(サポートカー限定免許)

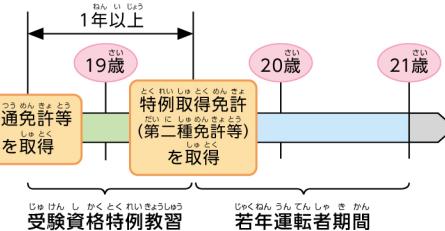
◆ 123ページ『5 初心運転者期間制度』に下記を追加します。

Reference 参考

若年運転者期間制度

特例取得免許を受けてから21歳(中型免許は20歳)に達するまでの間を若年運転者期間といいます。  
この期間に違反などをして、その合計点数が一定の基準(違反点数3点以上、ただし1回の違反で3点に達した場合は除く)に達した人には、若年運転者講習が行われます。若年運転者講習を受講しなかった場合や、講習を受けた後再び基準に該当する違反等を行った場合は、特例により取得した免許が取り消されます。

(特例取得免許についてはP113参照)



◆ 211ページ『1 乗車定員と積載の制限』内の表の内容を下記のとおり変更します。

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさと積載方法
大型自動車	自動車検査証か 軽自動車届出済 証に記載されて いる乗車定員	自動車検査証か 軽自動車届出済 証に記載されて いる最大積載量	車の長さ + 車の長さの $\frac{2}{10}$ 以下 (車の長さ × 1.2 以下)
中型自動車	1人	ミニカー(普通自動車)	車の幅 + 車の幅の $\frac{2}{10}$ 以下 (車の幅 × 1.2 以下)
準中型自動車	※ 特定の構造の農業用薬剤散布車 (運転者用以外の座席 があるものは2人)	90kg	車体の前後から 車の長さの $\frac{1}{10}$ を超えてはみ出さない (車の長さ × 0.1 以下)
普通自動車	1人	大型特殊自動車	車の幅の $\frac{1}{10}$ を超えてはみ出さない (車の幅 × 0.1 以下)
大型特殊自動車	(運転者用以外の座席 があるものは2人)	1,500kg	● 公安委員会が認めた自動車は、たか <b>4.1メートル</b> 以下。 ● 三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車(軽自動車)は、たか <b>2.5メートル</b> 以下。

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさと積載方法
小型特殊自動車	ひとり 運転者用以外の 座席があるもの は2人	700kg	車の長さ + 車の長さの $\frac{2}{10}$ 以下 (車の長さ × 1.2 以下) 車体の前後から 車の長さの $\frac{1}{10}$ を超えてはみ出さない (車の長さ × 0.1 以下) 車の幅 + 車の幅の $\frac{2}{10}$ 以下 (車の幅 × 1.2 以下) 車の幅の $\frac{1}{10}$ を超えてはみ出さない (車の幅 × 0.1 以下)

◆ 213ページ『Let's Try』の設問を下記のとおり変更します。

3. 普通貨物自動車に荷物を積むときは、その自動車の長さの10分の1以内の長さであれば車体の前後にはみ出してもよい。

4. 大型自動車の荷台に積むことができる積み荷の幅の制限は、その車の幅にその車の幅の10分の2を加えた幅までである。

◆ 227ページ『Reference 参考 安全運転管理者など③』に下記を追加します。

- 運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無について、運転者の状態を目視等で確認し、その記録を一年間保存すること。